

医薬品類の輸入の承認について

輸入注意事項19第5号 (19.3.6)

改正①輸入注意事項19第37号 (19.10.2) ②輸入注意事項19第41号 (19.12.27)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる医薬品類の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目 ①②

関税率表の番号等	品目	備考
1211・30	・ココカ葉	麻薬
1211・40	・けしがら	あへん
1211・90-3	・大麻草	大麻
1301・90	・大麻の樹脂	大麻
1302・11	・生あへん	あへん
1302・19-3-(2)	・大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	大麻
2914・31	・フェニルプロパン-2-オン (別名フェニルアセトン)	覚せい剤
2918・19	・4-ヒドロキシ酪酸 (別名GHB) 及びその塩類	麻薬
2921・46	・フェニルアミノプロパン及びその塩類	覚せい剤
2921・49	・N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン (別名エチシクリジン) 及びその塩類	麻薬
2922・19	<ul style="list-style-type: none"> ・3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルヘプタン (別名アセチルメタドール) 及びその塩類 ・α-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルヘプタン (別名アルファアセチルメタドール) 及びその塩類 ・β-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルヘプタン (別名ベータアセチルメタドール) 及びその塩類 ・α-3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4,4-ジフェニルヘプタン (別名ノルアセチルメタドール) 及びその塩類 ・6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタン (別名ジメチルアミノール) 及びその塩類 ・α-6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタン (別名アルファアミノール) 及びその塩類 ・β-6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタン (別名ベータアミノール) 及びその塩類 	麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬

追

⑭

	<ul style="list-style-type: none"> ・4-ジメチルアミノ-3-メチル-1,2-ジフェニル-2-(プロピオニルオキシ)プロパン (別名プロポキシフェン) 及びその塩類 ・(2-ジメチルアミノ)エチル-1-エトキシ-1,1-ジフェニルセテート (別名ジメノキサドール) 及びその塩類 	麻薬
2922・29	<ul style="list-style-type: none"> ・4-エチル-2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DOET) 及びその塩類 ・2,5-ジメトキシ-4, α-ジメチルフェネチルアミン (別名DOM) 及びその塩類 ・2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名DMA) 及びその塩類 ・3,4,5-トリメトキシフェネチルアミン (別名メスカリン) 及びその塩類 ・3,4,5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名TMA) 及びその塩類 ・4-プロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類 ・4-プロモ-2,5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名プロラフエタミン) 及びその塩類 ・4-メトキシ-α-メチルフェネチルアミン (別名PMA) 及びその塩類 ・2,4,5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン及びその塩類 ・2-(4-ヨード)-2,5-ジメトキシフェニルエタンアミン及びその塩類 	麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬
2922・31	<ul style="list-style-type: none"> ・6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名ノルメサドン) 及びその塩類 ・6-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニル-3-ヘプタノン (別名メサドン) 及びその塩類 	麻薬 麻薬
2922・39	<ul style="list-style-type: none"> ・6-ジメチルアミノ-5-メチル-4,4-ジフェニル-3-ヘキサノン (別名イソメサドン) 及びその塩類 ・2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン (別名メトカチノン) 及びその塩類 ・2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン (別名ケタミン) 及びその塩類 	麻薬 麻薬 麻薬
2922・44	<ul style="list-style-type: none"> ・トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル (別名チリジン) 及びその塩類 	麻薬
2922・49	<ul style="list-style-type: none"> ・7-[10,11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a,d]シクロヘプテン-5-イル]アミノ]ヘプタン酸 (別名アネプチン) 及びその塩類 	麻薬
2924・29	<ul style="list-style-type: none"> ・N-(2-(メチルフェネチルアミノ)プロピル)プロピオンアミド (別名ジアンプロミド) 及びその塩類 	麻薬
2926・30	<ul style="list-style-type: none"> ・4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルプロパン (別名メサドン中間体) 及びその塩類 	麻薬
2930・90	<ul style="list-style-type: none"> ・α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン (別名4-MTA) 及びその塩類 	麻薬

	<ul style="list-style-type: none"> ・2-5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン及びその塩類 ・2-[(ジフェニルメチル)スルファイニル]アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類 ・2-(4-エチルスルフラニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンプアミン及びその塩類 ・2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルフラニルフェニル)エタンプアミン及びその塩類 	<p>麻薬 向精神薬</p>
<p>2932・95</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ10テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 ・6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 ・6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻草及びその製品に含有されている6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起させることにより得られるものに限る。)及びその塩類 ・6a・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ7テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 ・7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ6a(10a)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 ・8・9・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ6a(7)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 ・6a・7・8・9・10・10a-ヘキサヒドロ-6・6-ジメチル-9-メチレン-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名デルタ9(11)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類 	<p>麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬 麻薬</p>
<p>2932・99</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・N-エチル-a-メチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名N-エチルMDA)及びその塩類 ・3-(1,2-ジメチルヘプチル)-7・8・9・10-テトラヒドロ-6・6・9-トリキサチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラソ-1-オール(別名DMHP)及びその塩類 ・N-a-ジメチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)及びその塩類 	<p>麻薬 麻薬 麻薬</p>

2933・39		
	<ul style="list-style-type: none"> ・3-アリアル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アリアルプロジン) 及びその塩類 ・α-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アルフアマプロジン) 及びその塩類 ・β-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名ベータマプロジン) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・α-1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アルフアプロジン) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・β-1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名ベータプロジン) 及びその塩類 ・1-(2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名エトキセリジン) 及びその塩類 ・4-(3-ヒドロキシフェニル)-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ヒドロキシベチジン) 及びその塩類 ・4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ベチジン中間体B) 及びその塩類 ・4-フェニル-1-(3-フェニルアミノプロピル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ピミノジン) 及びその塩類 ・1-(2-(ベンジルオキシ)エチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル (別名ベンゼチン) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・N-(1-メチル-2-ピペリジノエチル)プロピオンアニリド (別名フェチンプロミド) 及びその塩類 ・1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エステル (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルを除く) 及びその塩類 ・4-4-ジフェニル-6-ピペリジン-3-ヘキサノン (別名ノルピパノン) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシニル) 及びその塩類 ・N-(1-(β-ヒドロキシフェネチル)-3-メチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ-3-メチルフェニル) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・1-フェネチル-4-フェニル-4-ピペリジノール酢酸エステル (別名PEPAP) 及びその塩類 ・4-フェルオロ-N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名パラフェルオロフェニル) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸 (別名ベチジン中間体C) 及びその塩類 ・N-(3-メチル-1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3-メチルフェニル) 及びその塩類 	麻薬
	<ul style="list-style-type: none"> ・1-メチル-4-フェニル-4-ピペリジノールプロピオン酸エステル (別名MPPP) 及びその塩類 ・N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)アセトアニリド (別名アセチルアルフアメチルフェニル) 及びその塩類 ・N-(1-(α-メチルフェネチル)-4-ピペリジル)プロ 	麻薬

	<p>ピオンアミリド(別名アルフラーマチルフェンタニル)及びその塩類</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-(2-メトキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン-4-カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類 1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-6・11-ジメチル-3-フェネチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾリン(別名フェナゾリン)及びその塩類 1・2・3・4・5・6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3・6-11-トリメチル-2・6-メタノ-3-ベンザゾリン(別名メタゾリン)及びその塩類 	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>
2933・41	<ul style="list-style-type: none"> 3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類 	<p>麻薬</p>
2933・49	<ul style="list-style-type: none"> 3-ヒドロキシ-N-フェナシルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類 3-ヒドロキシ-N-フェネチルモルヒナン(別名フェノモルファン)及びその塩類 3・4-ジメトキシ-17-メチルモルヒナン-6β-14-ジオール(別名プロテバノール)及びその塩類 3-ヒドロキシモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類 3-メトキシ-N-メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類 	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>
2933・53	<ul style="list-style-type: none"> 5-アリル-5-(1-メチルプテリル)バルビツール酸(別名セコバルビタール)及びその塩類 	<p>向精神薬</p>
2933・55	<ul style="list-style-type: none"> a-(α-メトキシベンジル)-4-(β-メトキシフェニル)-1-ピペラジニエタノール(別名ジペプロール)及びその塩類 3-(2-クロロフェニル)-2-メチル-4(3H)-キナゾリン(別名メタクロカロン)及びその塩類 2-メチル-3-(2-トリル)-4(3H)-キナゾリン(別名メタカロン)及びその塩類 	<p>向精神薬</p> <p>向精神薬</p>
2933・59	<ul style="list-style-type: none"> 1-(3-トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類 1-ベンジルピペラジン及びその塩類 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類 	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>
2933・99	<ul style="list-style-type: none"> 2-(4-クロロベンジル)-1-(ジエチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)及びその塩類 1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-エトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)及びその塩類 1・3-ジメチル-4-フェニル-4-(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン(別名プロヘプタジン)及びその塩類 3-(2-アミノプテリル)インドール(別名エトリプタミン)及びその塩類 3-(2-(ジエチルアミノ)エチル)インドール(別名DET)及びその塩類 3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)インドール(別名 	<p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p> <p>麻薬</p>

2939・41	・1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (エフェドリン) 及びその塩類	覚せい剤
2939・42	・1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1 (ソナイドエフェドリン) 及びその塩類	覚せい剤
2939・49	・1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1 及びその塩類 ・エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール(別名ノルエフェドリン) 及びその塩類	覚せい剤
2939・69	・リゼルギン酸ジエチルアミド (別名リゼルギド) 及びその塩類	麻薬
2939・91	・エタゴニン及びその塩類 ・コカインその他エタゴニンのエステル及びその塩類 ・フェニルメチルアミノプロパン及びこれらの塩類	麻薬 麻薬 覚せい剤
2939・99	・2-アミノプロピオフェノン及びその塩類 ・1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン及びその塩類 ・1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン及びその塩類 ・1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン及びその塩類	麻薬 覚せい剤 覚せい剤 覚せい剤
3002・10	・人用の免疫血清 (試験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。)	
3002・20	・人用のワクチン(試験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。)	
30・03	・1211・30、2918・19から2939・99までの本品目表に掲げる物のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 ① コデイン、ジブプロデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であつて、この項の①から⑤まで以外の部分に規定する物(コデイン、ジブプロデイン及びこれらの塩類を除く。)を含有しないもの ② 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む。) ③ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ④ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ⑤ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物	
30・04	・1211・30、2918・19から2939・99までの本品目表に掲げる物のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 ① コデイン、ジブプロデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であつて、この項の①から⑤まで以外の部分に規定する物(コデイン、ジブプロデイン及びこれらの塩類を除く。)を含有しないもの ② 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む。) ③ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含	

	<p>有量が全重量の10%以下の物 ④ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ⑤ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物</p>	
--	--	--

2 申請者の資格

- (1) 上記1の表の備考欄に「あへん」とある品目
あへん法（昭和29年法律第71号）第6条第1項の規定に基づき国からの委託を受けた者
- (2) 上記1の表の備考欄に「大麻」とある品目
大麻取締法（昭和23年法律第124号）第4条第1項の規定に基づき許可を得た者
- (3) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づき許可を得た者
- (4) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づき許可を得た者
- (5) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づき許可を得た者
- (6) 人用の免疫血清（治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。）
厚生労働省医政局経済課に輸入承認に係る計画書を提出し、その確認を受けた者
- (7) 人用のワクチン（治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。）
厚生労働省医政局経済課に輸入承認に係る計画書を提出し、その確認を受けた者
ただし、組換え沈降B型肝炎ワクチン及び肺炎球菌ワクチンについては、内示書の交付を受けた者又はその者から委託を受けた者
- (8) 関税率表の番号等が30・03又は30・04の製剤
① 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づき許可を得た者
② 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づき許可を得た者
③ 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目を含有するもの
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づき許可を得た者

⑰

追

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

- (2) 申請書の受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。
- (3) 申請書の提出部数
輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010）2通
- (4) 添付書類
- ① 医薬品類輸入承認申請明細書 [別紙様式] 1通
 - ② 申請資格を有することを証する書類
- (a) 上記1の表の備考欄に「あへん」とある品目
あへん法（昭和29年法律第71号）第6条第1項の規定に基づき国からの委託を受けたことを証する証明書の写し1通
- (b) 上記1の表の備考欄に「大麻」とある品目
大麻取締法（昭和23年法律第124号）第4条第1項の規定に基づき許可書の写し1通
- (c) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づき許可書の写し1通
- (d) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条第2項の規定に基づき許可書の写し1通
- (e) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目
覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の6第1項の規定に基づき許可書の写し1通
- (f) 人用の免疫血清（治験用のもの及び抗原抗体反応の研究用試薬を除く。）
厚生労働省医政局経済課確認済みの輸入承認に係る計画書の写し1通
- (g) 人用のワクチン（治験用のもの及び黄熱ワクチンを除く。）
厚生労働省医政局経済課確認済みの輸入承認に係る計画書の写し1通
ただし、組換え沈降B型肝炎ワクチン及び肺炎球菌ワクチンについては、
- (イ) 内示書の交付を受けた者が申請する場合は、当該内示書の原本
- (ロ) 内示書の交付を受けた者から発注を受けた者が申請する場合は、当該内示書の原本及び発注書の写し1通
- (h) 関税率表の番号等が30・03又は30・04の製剤
- (イ) 上記1の表の備考欄に「麻薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第14条第1項の規定に基づき許可書の写し1通
- (ロ) 上記1の表の備考欄に「向精神薬」とある品目を含有するもの
麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9第1項又は同条

第2項の規定に基づく許可書の写し1通

(イ) 上記1の表の備考欄に「覚せい剤」とある品目を含有するもの
覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第30条の6第1項の規定に基づく許可書の写し1通

③ 当該貨物について金額を確認することが出来る書類(オーダー又はこれに準ずるもの)の写し1通

④ 上記①から③に掲げる書類については、必要がある場合はその原本の提出を求められることがある。ただし、当該原本については確認後返還する。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(あて先を記入し、返信用切手を貼り付けたもの)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.5inch、2HD、1.44MB)フロッピーディスク

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票に代えて所在の証明で
きる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。

(a) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア

(b) テキストエディタ

(c) XMLエディタ

⑱

② 受付電話番号

03-5251-3030

- (4) インターネット申請
申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア
- (5) 品目コード
ME
- (6) 受付窓口
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (7) 申請受付時間
毎週月曜日から金曜日までの9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合、到着確認シートが返信されます。）

- (8) 添付書類
- ① 申請の資格を有することを証する書類等(3の(4)の①から④の各号に掲げる書類)
- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- ④ 上記書類のスキヤナ等により取り取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑤ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- ⑥ ④及び⑤の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑦ 審査に当たり、必要がある場合は、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg、jpg、gif、pdf、text、htm、html、xml
- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと

5 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3又は4に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

[別紙様式]

医薬品類輸入承認申請明細書

※ 受付年月日 ※ 受付番号	①申請者名 ②申請者住所 ③担当者氏名 ④担当者連絡先
-----------------------	--

⑤関税率表の番号等 ⑥商品名	
-----------------------	--

⑦輸入公表上の品目名

⑧数量及び単位	⑨単価 (US\$)	⑩総額 (US\$)
---------	------------	------------

記入上の注意事項

1. ※印のある欄には記入しないでください。
2. 「⑥商品名」欄は、貨物名 (和訳) を記入してください。
3. 「⑦輸入公表上の品目名」欄は、申請時に輸入公表されている品目名を記入してください。なお、輸入公表において「別名」の記載のある品目については「別名」での記入を可とします。
4. 用紙の大きさは日本工業規格A4とします。